

第 77 回

定時株主総会 招集ご通知

（ご来場自粛のお願い）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
当日のご来場は極力お控えいただき、書面
又はインターネット等による議決権行使を
お願い申し上げます。

開催
日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時

開催
場所

大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階「桜の間」

※ 末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- 第4号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時15分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
お土産は取止めとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

- 株主総会招集ご通知…………… 2
- 事業報告…………… 5
- 連結計算書類…………… 27
- 計算書類…………… 29
- 監査報告書…………… 31
- 株主総会参考書類…………… 37

岩谷産業株式会社

証券コード：8088

企業理念

「世の中に必要な人間となれ
世の中に必要なものこそ栄える」



代表取締役会長 兼 CEO
牧野 明次

代表取締役社長
間島 寛

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第77回定時株主総会を2020年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2020年6月23日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使用くださいようお願い申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、極力会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2020年6月24日(水曜日)午前10時
場 所	大阪市北区梅田1丁目8番8号 ヒルトン大阪5階「桜の間」(末尾ご案内図ご参照)
目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第77期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人及び監査役会の第77期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役12名選任の件</p> <p>第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件</p> <p>第4号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 事業報告の「会社の体制及び方針に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.iwatani.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記各書類となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.iwatani.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承願います。

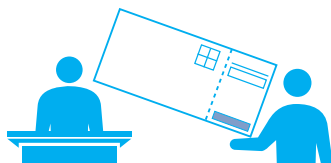
議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



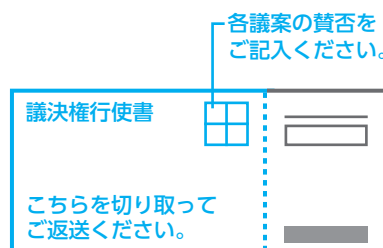
代理人にご出席される場合は、議決権行使書用紙に加えて代理権を証明する書面が必要になります。なお、代理人は当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時15分入力分まで

● 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合

インターネット等によって議決権を複数回行使された場合

- ▶ インターネット等による議決権を有効とさせていただきます。
- ▶ 最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された 合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主

総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次頁インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

次頁に記載の議決権行使に関するパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただけますようお願い申し上げます。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※議決権行使サイトのご利用に伴う接続料金及び通信料は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

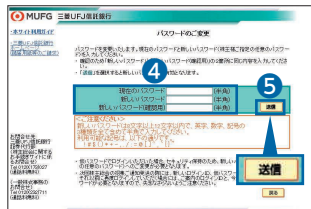
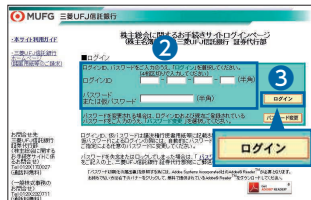
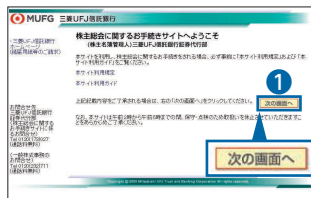


同封の議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



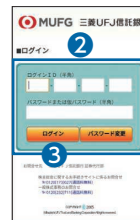
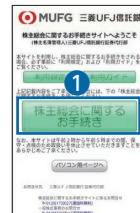
パソコンの場合

- 1 「次の画面へ」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック
- 4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認)入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 5 「送信」をクリック
- 6 確認画面が出たら、「確認」をクリック



スマートフォンの場合

- 1 「株主総会に関する手続き」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、米中貿易摩擦に端を発する外需の低迷が見られましたが、堅調な個人消費に支えられ、上半期は緩やかな成長を維持しました。その後、消費税増税の駆け込み需要の反動による個人消費や設備投資の減少が見られ、直近では新型コロナウイルスの影響により、世界経済の減速やサプライチェーンの寸断、外国人旅行客の激減などにより、個人消費が大きく低迷しました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「PLAN20」の基本方針である「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みました。

L P ガス事業については、当社独自のIoTプラットフォームの構築に向けた取り組みとして、京丹後市と協定を締結し、同市内のL P ガス顧客に設置した通信機能付きガス漏れ警報器に電気・ガス・水道メーターを接続し、使用状況などのデータ収集を行う実証試験を開始しました。

水素エネルギー社会の実現に向けては、当社が参画する再生可能エネルギーを利用した世界最大級の水素製造装置を備えた「福島水素エネルギー研究フィールド」が完成し、稼働を開始しました。また、F Cバスへの本格的な充填が可能なイワタニ水素ステーション 東京葛西を開所し、当社の運営するステーションは28ヶ所となりました。なお、2020年5月までに新たに9ヶ所の水素ステーションの開所を予定しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	6,867億71百万円	(前年度比	283億13百万円の減収)
営業利益	287億28百万円	(前年度比	22億72百万円の増益)
経常利益	322億70百万円	(前年度比	23億17百万円の増益)
親会社株主に帰属する当期純利益	209億94百万円	(前年度比	17億73百万円の増益)

となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

総合エネルギー事業

総合エネルギー事業は、L P ガス輸入価格の下落に伴う販売価格の低下や、気温が例年より高く推移したことによる販売数量の減少により減収となりました。

一方、利益面では、L P ガスの市況要因（前年度比25億48百万円のプラス）に加え、「カセットこんろ・ボンベ」やガス保安機器、およびL P ガス非常用発電機の販売が好調に推移したことにより増益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は3,135億6百万円（前年度比226億82百万円の減収）、営業利益は139億90百万円（同28億78百万円の増益）となりました。

産業ガス・機械事業

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスについては、電子部品業界および光ファイバー業界向けの販売が減少しましたが、ヘリウムは、世界的な需給ひっ迫が継続し、市況上昇により増収となりました。液化水素は、半導体業界および光ファイバー業界向けの販売が低調に推移しましたが、水素関連設備案件が増加しました。

機械設備については、大型案件の反動減により売上が減少しましたが、電子部品製造装置や溶接装置などが好調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,905億20百万円（前年度比24億18百万円の増収）、営業利益は119億86百万円（同7億65百万円の増益）となりました。

■ マテリアル事業

マテリアル事業は、低環境負荷PET樹脂やエアコン向け金属加工品の販売が伸長しましたが、二次電池材料の市況が下落したことに加え、機能性フィルムの販売が減少しました。また、ミネラルサンドについては、国内でチタンの販売は増加しましたがジルコンは減少し、収益が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,495億65百万円（前年度比95億37百万円の減収）、営業利益は45億5百万円（同12億34百万円の減益）となりました。

■ 自然産業事業

自然産業事業は、外食および事業所給食向け冷凍食品の販売が伸長しました。また、種豚の出荷は減少しましたが、農業設備および畜産設備案件は堅調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は273億13百万円（前年度比8億73百万円の増収）、営業利益は11億84百万円（同3億90百万円の増益）となりました。

■ その他

売上高は58億66百万円（前年度比6億14百万円の増収）、営業利益は8億62百万円（同1億14百万円の減益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第77期)		前連結会計年度 (第76期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	313,506	45.6	336,188	47.0	△22,682	△6.7
産業ガス・機械事業	190,520	27.7	188,102	26.3	2,418	1.3
マテリアル事業	149,565	21.8	159,102	22.2	△9,537	△6.0
自然産業事業	27,313	4.0	26,440	3.7	873	3.3
その他	5,866	0.9	5,251	0.8	614	11.7
合計	686,771	100.0	715,085	100.0	△28,313	△4.0

(注) 当連結会計年度より、連結子会社2社について事業区分の見直しを行っております。そのため、前連結会計年度との比較は見直し後の区分に基づいております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループによる社債発行等による資金調達はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

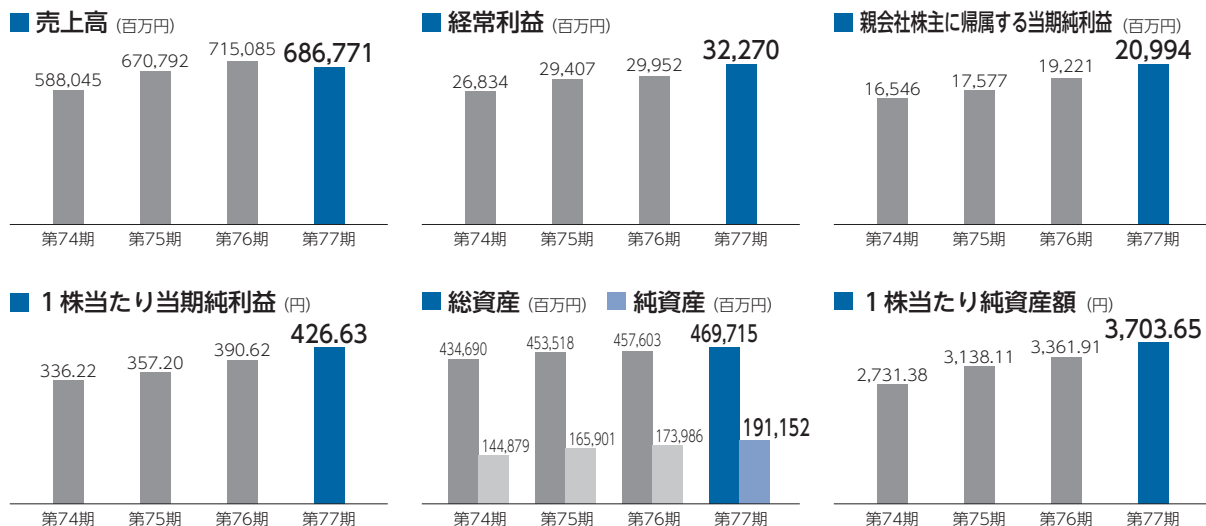
当連結会計年度において、当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額216億円を実施いたしました。

セグメント別には、総合エネルギー事業でL Pガス基地の拡充及びL Pガス供給設備等に35億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に64億円、マテリアル事業で26億円、その他で89億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当連結会計年度)
	(2016.4.1 ~ 2017.3.31)	(2017.4.1 ~ 2018.3.31)	(2018.4.1 ~ 2019.3.31)	(2019.4.1 ~ 2020.3.31)
売 上 高	588,045 百万円	670,792 百万円	715,085 百万円	686,771 百万円
経 常 利 益	26,834 百万円	29,407 百万円	29,952 百万円	32,270 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	16,546 百万円	17,577 百万円	19,221 百万円	20,994 百万円
1株当たり当期純利益	336.22 円	357.20 円	390.62 円	426.63 円
総 資 産	434,690 百万円	453,518 百万円	457,603 百万円	469,715 百万円
純 資 産	144,879 百万円	165,901 百万円	173,986 百万円	191,152 百万円
1株当たり純資産額	2,731.38 円	3,138.11 円	3,361.91 円	3,703.65 円



- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）を第76期より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期	第75期	第76期	第77期 (当事業年度)
	(2016.4.1 ~ 2017.3.31)	(2017.4.1 ~ 2018.3.31)	(2018.4.1 ~ 2019.3.31)	(2019.4.1 ~ 2020.3.31)
売上高	407,791 百万円	480,940 百万円	508,773 百万円	472,954 百万円
経常利益	15,334 百万円	17,108 百万円	13,813 百万円	16,241 百万円
当期純利益	11,337 百万円	12,310 百万円	10,626 百万円	12,478 百万円
1株当たり当期純利益	230.15 円	249.93 円	215.75 円	253.30 円
総資産	315,162 百万円	319,361 百万円	323,079 百万円	331,220 百万円
純資産	91,152 百万円	104,464 百万円	110,013 百万円	118,272 百万円
1株当たり純資産額	1,850.38 円	2,120.98 円	2,233.77 円	2,400.81 円

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第76期より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イワタニ近畿株式会社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イワタニ東海株式会社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.83 (47.45)	貨物の運送
イワタニ北海道株式会社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩 谷 マ ル キ ガ ス 株 式 会 社	100	100.00	持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、グラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	100.00	液化石油ガス等の販売
西日本イワタニガス株式会社	354	100.00	高圧ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	100.00 (15.94)	高圧ガスの製造・販売
D O R A L P T Y L T D . (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩 谷 (中 国) 有 限 公 司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香 港 岩 谷 有 限 公 司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

- (注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む106社、持分法適用会社は91社であります。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な拡大により世界経済の減速が予測されます。日本経済においても、個人消費や設備投資を中心とした内需の縮小が見込まれるなど、厳しい事業環境を想定しています。

一方で、世界各国が大規模な経済対策を実施する動きが見られることや、防災意識や安定した生活インフラに対する意識の高まりなど、当社にとって新たな事業チャンスが広がっています。

このような状況のもと、当社は創業90周年を迎え、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「P L A N 2 0」を通じて、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

総合エネルギー事業は、引き続きM&Aの推進によりL P ガス消費者戸数の拡大を図り、L P ガスの販売数量の増加に努めます。また、L P ガスや都市ガス顧客に対して、ガス関連機器の拡販を行うとともに、インターネットなどの販売チャネルも活用したB to C商品の販売を強化します。カートリッジガス事業においては国内外での事業拡大を図ります。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスや液化水素の拡販に加え、水素ステーションの建設・運営や水素関連設備の販売強化に努めます。また、機械設備については、産業ガス事業との相乗効果を発揮し、自動車、半導体、環境関連などの成長分野を中心に拡販し、事業拡大を図ります。

マテリアル事業は、バイオマス燃料や低環境負荷P E T樹脂などの環境商品に加え、二次電池材料や機能性フィルムを中心とした電子材料の拡販に努めます。また、海外事業の強化に取り組み、事業規模の拡大を図ります。

自然産業事業は、品質管理を徹底し、国内外で安全・安心を最優先した事業展開に努めます。冷凍食品は、外食や惣菜・弁当などの中食業界向けに冷凍野菜の新規開拓に取り組みます。また、農業生産事業への参入や省人化・自動化機器の開発・販売、大手養豚事業会社向け畜産設備・種豚販売を強化します。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要な商品
総合エネルギー事業	家庭用・業務用・工業用LPガス、LPガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、エネファーム、GHP、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター、電気 他
産業ガス・機械事業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、水素ステーション設備、防災設備、高圧ガス容器、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マテリアル事業	ステンレス、アルミ、非鉄金属、樹脂原料、樹脂成型品、機能性フィルム、ディスプレイ材料、二次電池材料、ミネラルサンド、セラミックス原料、バイオマス燃料 他
自然産業事業	冷凍野菜、冷凍水産品、冷凍肉製品、健康食品、農業設備、農業資材、種豚、畜産設備・機材 他
その他	金融、保険、運送、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本社：大阪、東京

支社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基地：堺LPG輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯(株)（大阪）

岩谷興産(株)（大阪）

岩谷テクノ(株)（大阪）

岩谷物流(株)（大阪）

岩谷マテリアル(株)（東京）

岩谷マルキガス(株)（大阪）

キンセイマテック(株)（大阪）

セントラル石油瓦斯(株)（東京）

西日本イワタニガス(株)（大阪）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷气体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラール会社）（オーストラリア）

IWATANI (CHINA) LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,974 名	+41 名
産業ガス・機械事業	2,209	+69
マテリアル事業	1,785	△35
自然産業事業	179	△1
その他	383	+16
全社(共通)	319	+10
合計	9,849	+100

(注) 1. 上記人員は就業人員であります。

2. 当連結会計年度より、連結子会社2社について事業区分の見直しを行っております。そのため、前連結会計年度との比較は見直し後の区分に基づいております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,275 名	+32 名	39.3 歳	15.5 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員211名、労働組合専従者2名及び休職者3名の合計216名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	22,671
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	10,818
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,989
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,632
農 林 中 央 金 庫	7,083
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,121
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,700
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	2,400

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	18,176
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,011
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,830
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,829
農 林 中 央 金 庫	5,142
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,121
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,700
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	2,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

120,000,000株

(2) 発行済株式の総数

49,263,643株 (自己株式数1,009,362株を除く。)

(3) 株主数

23,389名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 岩 谷 直 治 記 念 財 団	4,132 ^{千株}	8.39%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,414	6.93
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,008	4.08
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,336	2.71
有 限 会 社 テ ツ ・ イ ワ タ ニ	1,300	2.64
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,177	2.39
岩 谷 産 業 泉 友 会	944	1.92
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	898	1.82
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	889	1.81
イ ワ タ ニ 炎 友 会	805	1.64

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,009,362株)を控除して計算しております。
 2. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。
 3. イワタニ炎友会は、当社と取引関係にある企業等による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年10月6日開催の取締役会の決議に基づき発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

社債の総額	300億円
社債の発行日	2015年10月22日
償還の期日	2020年10月22日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	3,670.4円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使期間	2015年11月5日から2020年10月8日まで

(注) 2019年6月19日開催の第76回定時株主総会において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき65円とする剰余金処分案が承認可決されたため、2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を3,670.4円に調整いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 取締役 岩谷瓦斯(株) 取締役会長 キンセイマテック(株) 取締役 ダイキン工業(株) 社外取締役
代表取締役副会長	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 監査役 岩谷瓦斯(株) 監査役 キンセイマテック(株) 監査役
代表取締役社長執行役員	谷 本 光 博	
取締役副社長執行役員	上 羽 尚 登	営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当 (重要な兼職の状況) DORAL PTY LTD. DIRECTOR (ドラール会社 取締役) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)
取締役副社長執行役員	間 島 寛	管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、経営企画部、広報部 各担当
取締役専務執行役員	岩 谷 直 樹	業務部、監査部 各担当 危機管理委員会委員長
取締役専務執行役員	太 田 晃	総務人事部、法務部 各担当
取締役専務執行役員	渡 邊 聡	技術・エンジニアリング本部長 中央研究所担当、水素エネルギー担当 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 取締役
取締役専務執行役員	堀 口 誠	産業ガス本部、水素本部、機械本部 各担当 お客様サービス本部長 (重要な兼職の状況) 西日本イワタニガス(株) 取締役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役常務執行役員	大 川 格	情報企画部、経理部 各担当 (重要な兼職の状況) 岩谷瓦斯(株) 監査役 西日本イワタニガス(株) 監査役 岩谷興産(株) 取締役 岩谷物流(株) 監査役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
社 外 取 締 役	村 井 眞 二	(重要な兼職の状況) 大阪大学 名誉教授 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授
社 外 取 締 役	森 詳 介	(重要な兼職の状況) ANAホールディングス(株) 社外取締役 阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役 (株)ロイヤルホテル 社外取締役
常 勤 監 査 役	尾 濱 豊 文	
常 勤 監 査 役	福 澤 芳 秋	
社 外 監 査 役	堀 井 昌 弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シャッター(株) 社外取締役
社 外 監 査 役	篠 原 祥 哲	(重要な兼職の状況) 篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士 (株)篠原経営経済研究所 代表取締役 (株)TSIホールディングス 社外取締役 積水ハウス(株) 社外監査役

(注) 1. 取締役村井眞二、森詳介の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。

監査役尾濱豊文氏は長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役福澤芳秋氏は長年にわたり当社の経理業務と経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役堀井昌弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、弁護士の資格を有しております。

監査役篠原祥哲氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、公認会計士の資格を有しております。

2. 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 当事業年度中の会社役員の変動は次のとおりであります。

- ・2019年6月19日開催の第76回定時株主総会における異動

就任

取締役 森 詳 介

退任（辞任）

取締役 舟 木 隆

取締役 渡 邊 雅 則

取締役 山 本 裕

取締役 稲 田 和 正

取締役 田井中 秀 喜

取締役 内 藤 碩 昭

4. 当事業年度中の会社役員の変動は次のとおりであります。（ ）内は従前の地位であります。

- ・2019年4月1日付

代表取締役会長兼CEO	(代表取締役会長兼CEO兼執行役員)	牧 野 明 次
代表取締役副会長	(代表取締役副会長兼執行役員)	渡 邊 敏 夫
代表取締役 社長執行役員	(代表取締役社長兼執行役員)	谷 本 光 博
取締役 副社長執行役員	(取締役副社長兼執行役員)	上 羽 尚 登
取締役 副社長執行役員	(専務取締役兼執行役員)	間 島 寛
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	岩 谷 直 樹
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	太 田 晃
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 聡
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	堀 口 誠
取締役 常務執行役員	(取締役兼執行役員)	大 川 格
取締役	(専務取締役兼執行役員)	舟 木 隆
取締役	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 雅 則
取締役	(取締役兼執行役員)	山 本 裕
取締役	(取締役兼執行役員)	稲 田 和 正
取締役	(取締役兼執行役員)	田井中 秀 喜

5. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

・2019年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取 締 役 副社長執行役員	上 羽 尚 登	営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当	営業部門担当
取 締 役 副社長執行役員	間 島 寛	管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、 経営企画部、広報部 各担当	経営企画部、 市場・経済調査部、 広報部、環境保安部 各担当
取 締 役 専務執行役員	堀 口 誠	産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長 お客様サービス本部長
取 締 役 常務執行役員	大 川 格	情報企画部、経理部 各担当	経理部長
取 締 役	舟 木 隆		総合エネルギー事業本部長 調達本部長 水素エネルギー担当
取 締 役	渡 邊 雅 則		総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 マル中会事業部長 生活総合サービス部長
取 締 役	山 本 裕		海外事業本部長
取 締 役	稲 田 和 正		総合エネルギー事業本部 カートリッジガス本部長
取 締 役	田井中 秀 喜		マテリアル本部長

6. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。

() 内は従前の地位であります。

・2020年4月1日付

代表取締役 社長執行役員	(取締役 副社長執行役員)	間 島 寛
取締役 副社長執行役員	(取締役 専務執行役員)	堀 口 誠
取締役 専務執行役員	(取締役 常務執行役員)	大 川 格
取締役 相談役	(代表取締役 社長執行役員)	谷 本 光 博
取締役	(取締役 副社長執行役員)	上 羽 尚 登

7. 当事業年度末日後の会社役員の委嘱業務(担当)の異動は次のとおりであります。

・2020年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
代表取締役 社長執行役員	間 島 寛		管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、 経営企画部、広報部 各担当
取 締 役 副社長執行役員	堀 口 誠	営業部門管掌 産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長	産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長
取 締 役 専務執行役員	太 田 晃	経営企画部、広報部、 未来創造室 各担当	総務人事部、法務部 各担当
取 締 役 専務執行役員	大 川 格	経理部、法務部、 情報企画部 各担当	情報企画部、経理部 各担当
取 締 役	上 羽 尚 登		営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
	名	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	18 (3)	1,358 (63)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	188 (60)
合 計	22	1,547

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額14億円以内（2016年6月28日開催の第73回定時株主総会決議）、また、監査役の報酬額は年額3億円以内（2012年6月26日開催の第69回定時株主総会決議）とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与482百万円（取締役10名に対する482百万円（社外取締役は除く））を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与による報酬45百万円（取締役10名に対する45百万円（社外取締役を除く））を含んでおります。なお、譲渡制限付株式の付与による報酬額は上記（注1）とは別枠で年額2億6千万円以内（2019年6月19日開催の第76回定時株主総会決議）としております。
4. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	村井 眞二	大阪大学	名誉教授	特別の関係はありません
		奈良先端科学技術大学院大学	名誉教授・特任教授	特別の関係はありません
取締役	森 詳介	ANAホールディングス(株)	社外取締役	特別の関係はありません
		阪急阪神ホールディングス(株)	社外取締役	特別の関係はありません
		(株)ロイヤルホテル	社外取締役	特別の関係はありません
監査役	堀井 昌弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シャッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監査役	篠原 祥哲	篠原祥哲公認会計士事務所	公認会計士	特別の関係はありません
		(株)篠原経営経済研究所	代表取締役	特別の関係はありません
		(株)TSIホールディングス	社外取締役	特別の関係はありません
		積水ハウス(株)	社外監査役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村井 眞二	17回開催された取締役会に17回出席し、長年にわたる研究機関の責任者としての経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
取締役	森 詳介	2019年6月19日就任以降13回開催された取締役会に13回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
監査役	堀井 昌弘	17回開催された取締役会に17回、13回開催された監査役会に13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監査役	篠原 祥哲	17回開催された取締役会に16回、13回開催された監査役会に13回出席し、公認会計士としての専門的知識・経験や多くの会社の社外役員の経験に基づく幅広い見地から、適宜、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

86百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

112百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、前事業年度における職務執行状況や報酬見積り根拠、並びに監査計画の内容などについて検証を行った結果、適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷気体机具有限公司)、DORAL PTY LTD. (ドラル会社)、IWATANI(CHINA)LIMITED (岩谷(中国)有限公司)及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限公司)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続きに関わる業務に対する報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	203,772	流 動 負 債	191,131
現金及び預金	25,525	支払手形及び買掛金	67,844
受取手形及び売掛金	107,041	電子記録債務	25,068
電子記録債権	13,467	短期借入金	19,434
商品及び製品	33,695	1年内返済予定の長期借入金	3,671
仕掛品	3,737	1年内償還予定の社債	35,016
原材料及び貯蔵品	4,800	リース債務	834
その他	15,705	未払法人税等	6,650
貸倒引当金	△200	賞与引当金	5,152
		その他	27,459
固 定 資 産	265,942	固 定 負 債	87,432
有形固定資産	171,793	長期借入金	64,743
建物及び構築物	38,528	リース債務	2,877
貯蔵設備	7,126	繰延税金負債	5,207
機械装置及び運搬具	38,479	役員退職慰労引当金	1,493
工具、器具及び備品	14,857	訴訟損失引当金	163
土地	65,331	退職給付に係る負債	5,615
リース資産	3,673	その他	7,332
建設仮勘定	3,797		
無形固定資産	16,767	負 債 合 計	278,563
のれん	12,904	純 資 産 の 部	
その他	3,863	株 主 資 本	166,071
投資その他の資産	77,381	資 本 金	20,096
投資有価証券	63,769	資 本 剰 余 金	16,728
長期貸付金	141	利 益 剰 余 金	130,762
退職給付に係る資産	1,145	自 己 株 式	△1,515
繰延税金資産	3,233	その他の包括利益累計額	16,194
その他	9,666	其他有価証券評価差額金	14,119
貸倒引当金	△575	繰延ヘッジ損益	1,608
		為替換算調整勘定	558
		退職給付に係る調整累計額	△91
		非支配株主持分	8,885
資 産 合 計	469,715	純 資 産 合 計	191,152
		負 債 純 資 産 合 計	469,715

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金	額
売上高		686,771
売上原価		510,512
売上総利益		176,259
販売費及び一般管理費		147,531
営業利益		28,728
営業外収益		
受取利息	289	
受取配当金	1,223	
為替差益	378	
持分法による投資利益	471	
補助金の収入	877	
その他	2,533	5,774
営業外費用		
支払利息	874	
売上割引	415	
解約違約金	260	
その他	681	2,231
経常利益		32,270
特別利益		
固定資産売却益	517	
投資有価証券売却益	58	
のれん発生益	303	
補助金の収入	213	1,092
特別損失		
固定資産売却損	229	
固定資産除却損	431	
減損	85	
投資有価証券評価損	111	
関係会社清算損	76	
固定資産圧縮損	229	1,164
税金等調整前当期純利益		32,197
法人税、住民税及び事業税	10,306	
法人税等調整額	66	10,373
当期純利益		21,824
非支配株主に帰属する当期純利益		829
親会社株主に帰属する当期純利益		20,994

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	134,885	流動負債	143,288
現金及び預金	6,847	支払手形	1,195
受取手形	12,064	支子記録債	24,401
電子記録債	11,022	電買掛入金	52,111
売掛金	62,011	短期借入金	8,660
一入債	2	1年内返済予定の長期借入金	2,003
商前渡費用	21,171	1年内償還予定の社債	35,016
前払費用	2,368	リース債	33
未収金	577	未払税金	9,963
未収金	5,258	未払法人税	439
貸倒引当金	13,628	未払法受り	3,059
	△67	前預前賞与	1,966
		前受引当	177
		前受引当	12
		前受引当	2,042
		前受引当	2,202
固定資産	196,334	固定負債	69,659
有形固定資産	78,502	長期借入金	60,947
建物	16,733	繰上入金	143
構築物	3,576	繰上入金	4,957
貯蔵設備	4,156	繰上入金	1,480
機械及び装置	8,917	繰上入金	813
車両運搬具	161	繰上入金	1,316
工具器具及び備品	1,107		
土工	42,906		
土	177		
建設仮勘定	765		
無形固定資産	1,577	負債合計	212,947
のれん	5	純資産の部	
業所有権	26	株主資本	103,118
借用地	48	資本金	20,096
ソフトウエ	794	資本剰余金	18,050
その他	702	資本準備金	5,100
		その他資本剰余金	12,950
投資その他の資産	116,253	利益剰余金	66,399
投資有価証券	39,949	その他利益剰余金	66,399
関係会社株	51,425	固定資産圧縮積立	282
出資	21	繰越利益剰余金	66,117
関係会社出資	8,921	自己株式	△1,427
長期貸付	0		
関係会社長期貸付	11,542	評価・換算差額等	15,153
破産更生債権	391	その他有価証券評価差額金	13,570
長期前払費用	152	繰延ヘッジ損益	1,583
長期前払金の引当	890		
貸倒引当金	3,442	純資産合計	118,272
	△483	負債純資産合計	331,220
資産合計	331,220		

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	472,954
売上原価	400,482
売上総利益	72,471
販売費及び一般管理費	63,221
営業利益	9,250
営業外収益	
受取利息	327
受取配当金	5,756
為替差益	364
補助金の収入	877
その他	1,083
営業外費用	
支払利息	299
社債上割	34
売却約金	413
その他	260
経常利益	410
特別利益	
固定資産売却益	219
投資有価証券売却益	33
関係会社株主売却益	0
補助金収入	192
特別損失	
固定資産売却損	4
固定資産除却損	166
減損	5
投資有価証券評価損	65
関係会社株主評価損	19
固定資産圧縮損	192
税引前当期純利益	454
法人税、住民税及び事業税	3,854
法人税等調整額	△99
当期純利益	16,233
	3,755
	12,478

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英[Ⓔ]
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 土 居 正 明[Ⓔ]
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 土 居 正 明[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 濱 豊 文 ㊟

常勤監査役 福 澤 芳 秋 ㊟

社外監査役 堀 井 昌 弘 ㊟

社外監査役 篠 原 祥 哲 ㊟

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益分配につきましては業績や経営環境を考慮し、適正な利益還元を行うこととしております。このような方針のもと当期の期末配当につきましては、業績の状況等を踏まえて検討した結果、及び2020年5月に創業90周年の節目の年を迎えることができましたことから、1株につき前期と比較して10円増配した普通配当75円に20円の記念配当を加え、95円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式・・・・・・・・・・1株につき金 95円

総額・・・・・・・・・・ 4,680,046,085円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	まきの あきじ 牧野 明次 再任	代表取締役会長 兼 C E O	100% (17/17回)
2	わた なべ とし お 渡邊 敏夫 再任	代表取締役副会長	94% (16/17回)
3	ま じま ひろし 間島 寛 再任	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	100% (17/17回)
4	ほり ぐち まこと 堀口 誠 再任	取 締 役 副社長執行役員	94% (16/17回)
5	いわ たに なお き 岩谷 直樹 再任	取 締 役 専務執行役員	100% (17/17回)
6	おお た あきら 太田 晃 再任	取 締 役 専務執行役員	100% (17/17回)
7	わた なべ さとし 渡邊 聡 再任	取 締 役 専務執行役員	94% (16/17回)
8	おお かわ いたる 大川 格 再任	取 締 役 専務執行役員	100% (17/17回)
9	さい た よし はる 齊田 吉治 新任	専務執行役員	総合エネルギー本部長 生活物資本部、カートリッジガス本部 各担当
10	つ よし まなぶ 津吉 学 新任	常務執行役員	水素本部長
11	むら い しん じ 村井 眞二 再任	社外 独立役員 取 締 役 (非 常 勤)	94% (16/17回)
12	もり しょう すけ 森 詳介 再任	社外 独立役員 取 締 役 (非 常 勤)	100% (13/13回)

候補者番号

1

まきのあきじ
牧野 明次

1941年9月14日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年3月 当社入社
1988年6月 取締役就任
1990年6月 常務取締役就任
1994年6月 専務取締役就任
1996年4月 岩谷瓦斯(株) 代表取締役社長に就任
1996年6月 当社取締役を退任
1998年6月 当社取締役副社長に就任
2000年4月 代表取締役社長に就任
2004年6月 執行役員に就任
2012年6月 代表取締役会長兼CEOに就任(現任)



所有する当社株式の数
58,148株

重要な兼職の状況 セントラル石油瓦斯(株) 取締役、岩谷瓦斯(株) 取締役会長、
キンセイマテック(株) 取締役、ダイキン工業(株) 社外取締役

候補者番号

2

わたなべとしお
渡邊 敏夫

1945年9月4日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年3月 当社入社
1996年4月 関連事業部長、総務人事部長
1996年6月 取締役就任
2000年4月 常務取締役就任
2001年4月 専務取締役就任
2003年4月 取締役副社長に就任
2004年6月 執行役員に就任
2006年6月 代表取締役副社長に就任
2012年6月 代表取締役副会長に就任(現任)



所有する当社株式の数
36,707株

重要な兼職の状況 セントラル石油瓦斯(株) 監査役、岩谷瓦斯(株) 監査役、
キンセイマテック(株) 監査役

候補者番号

3

ま じま
間 島

ひろし
寛

1958年7月3日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2010年6月 執行役員に就任
 2011年4月 常務執行役員に就任
 2012年4月 電子・機械本部長
 2012年6月 取締役 に就任
 2012年6月 執行役員に就任
 2014年4月 常務取締役に就任
 2017年4月 専務取締役に就任
 2019年4月 取締役 副社長執行役員に就任
 2020年4月 代表取締役 社長執行役員に就任（現任）



所有する当社株式の数
11,740株

重要な兼職の状況 セントラル石油瓦斯(株) 監査役

候補者番号

4

ほり ぐち
堀 口

まこと
誠

1955年12月5日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2012年6月 執行役員に就任
 2015年4月 常務執行役員に就任
 2016年6月 取締役に就任
 2016年6月 執行役員に就任
 産業ガス・機械事業本部長
 2017年4月 常務取締役に就任
 2018年7月 お客様サービス本部長（現任）
 2019年4月 取締役 専務執行役員に就任
 産業ガス本部、水素本部、機械本部 各担当（現任）
 2020年4月 取締役 副社長執行役員に就任（現任）
 営業部門管掌（現任）



所有する当社株式の数
11,627株

重要な兼職の状況 DORAL PTY LTD. DIRECTOR（ドラル会社 取締役）、
 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事（岩谷（中国）有限公司 取締役）

候補者番号

5

いわ たに なお き
岩谷 直樹

1966年12月25日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2009年 6月 執行役員に就任
2011年 4月 総合エネルギー本部 副本部長（東部担当）
2011年 6月 取締役 に就任
2015年 4月 常務取締役 に就任
業務部、監査部 各担当 危機管理委員会委員長（現任）
2019年 4月 取締役 専務執行役員に就任（現任）



所有する当社株式の数
16,483株

候補者番号

6

おお た あきら
太田 晃

1958年 2月20日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2010年 6月 執行役員に就任
2011年 4月 社長室長、総務人事部長
2011年 6月 取締役 に就任
2016年 4月 常務取締役 に就任
2019年 4月 取締役 専務執行役員に就任（現任）
2020年 4月 経営企画部、広報部、未来創造室 各担当（現任）



所有する当社株式の数
13,080株

候補者番号

7

わた なべ

渡 邊

さとし

聡

1953年12月9日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年7月 当社入社
 2011年6月 執行役員に就任
 2013年4月 常務執行役員に就任
 2015年4月 技術・エンジニアリング本部長(現任)
 2015年6月 取締役 に就任
 2015年6月 執行役員に就任
 2017年4月 常務取締役に就任
 中央研究所担当(現任)
 2018年2月 水素エネルギー担当(現任)
 2019年4月 取締役 専務執行役員に就任(現任)



所有する当社株式の数
8,685株

重要な兼職の状況 エーテック(株) 取締役

候補者番号

8

おお かわ

大 川

いたる

格

1961年11月8日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行
 2014年6月 当社入社
 2015年4月 経理部長
 2015年6月 執行役員に就任
 2016年4月 常務執行役員に就任
 2017年6月 取締役に就任
 2017年6月 執行役員に就任
 2019年4月 取締役 常務執行役員に就任
 経理部、情報企画部 各担当(現任)
 2020年4月 取締役 専務執行役員に就任(現任)
 法務部担当(現任)



所有する当社株式の数
7,434株

重要な兼職の状況 岩谷瓦斯(株) 監査役、西日本イワタニガス(株) 監査役、
 岩谷興産(株) 取締役、岩谷物流(株) 監査役、
 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事(岩谷(中国)有限公司 取締役)

候補者番号

9

さい た よし はる
齊 田 吉 治

1965年3月12日生

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2005年4月 総合エネルギー本部 産業エネルギー部 担当部長（大阪担当）
2006年4月 エル・エナジー(株) 取締役営業部長に就任
2010年4月 総合エネルギー本部 産業エネルギー部長（東京）
2013年4月 総合エネルギー事業本部 産業エネルギー部長
2015年4月 総合エネルギー事業本部 総合エネルギー本部 産業エネルギー部長
2016年6月 執行役員に就任
2017年4月 常務執行役員に就任
2019年4月 総合エネルギー本部長（現任）
2020年4月 専務執行役員に就任（現任）
生活物資本部、カートリッジガス本部 各担当（現任）



所有する当社株式の数
2,498株

重要な兼職の状況 セントラル石油瓦斯(株) 取締役

候補者番号

10

つ よし まなぶ
津 吉 学

1964年2月25日生

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2008年4月 産業ガス・溶材本部 ハノイ駐在員事務所長
2009年7月 シンガポール支社 副支社長
2013年4月 シンガポール支社長
2015年4月 産業ガス・機械事業本部 水素ガス部長
2016年10月 産業ガス・機械事業本部 水素本部 水素ガス部長
2017年6月 執行役員に就任
2018年4月 常務執行役員に就任（現任）
2019年4月 水素本部長（現任）



所有する当社株式の数
5,498株

候補者番号

11

むら い しん じ
村 井 眞 二

1938年8月24日生

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 大阪大学工学部助教授に就任
- 1987年8月 大阪大学工学部教授に就任
- 1999年8月 大阪大学工学部教授・工学部長・工学研究科長に就任
- 2002年3月 大阪大学名誉教授（現任）
- 2003年7月 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェローに就任
- 2005年4月 奈良先端科学技術大学院大学 理事に就任
- 2006年4月 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 特任フェローに就任（現任）
- 2009年4月 奈良先端科学技術大学院大学 理事・副学長に就任
- 2013年4月 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授に就任（現任）
- 2013年4月 当社特別顧問・中央研究所長に就任
- 2016年6月 当社取締役（現任）



所有する当社株式の数
3,858株

重要な兼職の状況 大阪大学 名誉教授、
奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授

候補者番号

12

もり しょう すけ
森 詳 介

1940年8月6日生

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1963年4月 関西電力(株)入社
- 2005年6月 同社代表取締役社長に就任
- 2006年6月 ANAホールディングス(株) 社外取締役に就任
- 2010年6月 関西電力(株) 代表取締役会長に就任
- 2010年6月 阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役に就任
- 2012年6月 (株)ロイヤルホテル 社外取締役に就任
- 2019年6月 当社取締役に就任（現任）



所有する当社株式の数
731株

重要な兼職の状況 ANAホールディングス(株) 社外取締役（2020年6月退任予定）、
阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役（2020年6月退任予定）、
(株)ロイヤルホテル 社外取締役（2020年6月退任予定）

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村井眞二、森詳介の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
3. 村井眞二氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる研究機関の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その技術に関する経験と知見を当社の経営に活かしていただけるものと期待されるためです。当社の技術力の向上、研究開発のさらなる発展に大いに貢献していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- 村井眞二氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 森詳介氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって関西電力(株)の経営に携わられ、また、(公社)関西経済連合会の会長も務められるなど、その豊富な経営経験や高い見識を当社の企業価値向上に活かしていただけるものと期待されるためです。
- 森詳介氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 森詳介氏が(株)ロイヤルホテルの社外取締役に在任中の2017年5月に、同社が運営するリーガロイヤルホテル(大阪)内のレストランにおいて食中毒事故が発生したため、同社は食品衛生法に基づき、大阪市保健所より同年5月9日から5月11日までの3日間、当該レストランの営業停止処分を受けました。同氏は、本件に関しては食品衛生管理体制の再徹底、再発防止策及びその実施状況等について報告を受け、これに対して社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
- また、同氏がANAホールディングス(株)の社外取締役に在任中の2019年11月に、同社の100%子会社である全日本空輸(株)の機長の飲酒により国内線の遅延が発生した件について、全日本空輸(株)は国土交通省より2020年5月1日に事業改善命令を受けました。同氏は、本件に関しては運航管理体制の再徹底、再発防止策及びその実施状況等について報告を受け、これに対して社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
6. 当社は現在、村井眞二、森詳介の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において、以下の内容による当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、継続することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第43条第1項の規定に基づき、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

主な改定内容は以下のとおりであります。

- (1) 中期経営計画「PLAN20」の策定にあわせ、「2. 基本方針の実現に資する取り組みについて」を改定
- (2) 現状に即した見直し（有効期限の更新等）

本プランの内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

一方、当社は、創業以来「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げております。主力事業であるLPガス事業はその象徴であり、炭・薪・練炭による煮炊きからLPガスへと家庭の燃料革命を進め、主婦の台所労働を軽減いたしました。現在では、全国のご家庭へ当社のLPガス「Marui Gas」をお届けし、お客様のライフラインをお預かりしている者として、安定供給と安全を第一に事業を推進しています。また、究極のクリーンエネルギーである水素については、日本のリーディングカンパニーとして、水素社会の実現に向けた取り組みを、今後もなお一層強化いたします。このように、「世の中に必要なもの」に価値の基準を置き、お客様や株主の皆様を含め、社会に必要な存在であり続けることで、企業価値の向上・株主共同の利益の実現に努めております。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上については株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、会社の経営を一時的に支配して事業経営上必要な経営資源を移譲させることを目的とする提案や、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えない提案、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間や情報が十分に提供されない提案など、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現の観点から逸脱した提案もあり得ると考えます。

当社取締役会は、上記の例を含め、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、中期経営計画「PLAN20」を策定し、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組んでおります。

具体的には、基本戦略として以下の3つを掲げております。

- (1) エネルギー事業の進化
 - ・エネルギー流通革命
 - ・水素エネルギー社会の推進
 - ・再生可能エネルギー事業の拡大
- (2) 海外を含めた新規事業の創造
 - ・産業ガス・機械事業とマテリアル事業の相乗効果による海外展開
 - ・成長分野での新規商材・サービスの開発
 - ・海外でのカートリッジガス事業の拡大
- (3) 環境・社会・ガバナンスへの取り組み強化
 - ・環境負荷の低減
 - ・産業・地域インフラを安心・安全に支える事業の推進
 - ・ガバナンスの強化（コンプライアンスの徹底）

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、成長戦略を支えるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任を予定しております。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けておりません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランにかかる手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵にかかる株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味します。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下（ii）において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合を意味します。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限（本必要情報が提供されてから60日間を上限とします。）を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、回答期限に到達したときは、その時点で直ちに下記④の取締役会評価期間を開始するものといたしますが、「情報リスト」は、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものかを株主の皆様及び当社取締役会が判断する重要な書類となりますので、不合理な理由により十分な情報が提供されなかった場合、本プランに定める手続きを遵守しなかったものと判断する場合があります。

- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名義及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、若しくは本必要情報が提供されてから60日間が経過した場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- （i）対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- （ii）その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示します。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i) に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後に、買付者等が大規模買付等を中止し当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会から2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足し、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で継続するものです。また、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等におきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手續き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様が、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手續きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手續きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役会長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランにかかる対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランにかかる対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

佐野 正幸（さの まさゆき）

- 1969年 4月 富山地方裁判所判事補
- 1979年 4月 神戸地方裁判所判事
- 1990年 4月 大阪高等裁判所判事
- 1992年 5月 弁護士登録
- 1996年 4月 近畿弁護士会連合会理事
- 1997年 4月 大阪府建設工事紛争審査会特別委員
- 2006年 4月 大阪弁護士会弁護士倫理委員会委員（現任）
- 2008年 4月 大阪府障害者福祉事業団の苦情解決体制第三者委員（現任）
- 2015年 6月 公益財団法人聖バルナバ病院 理事（現任）
- 2016年 6月 クリエイト株式会社 取締役・監査等委員（社外取締役）（現任）
- 2017年 7月 特定非営利活動法人ヘルシーチルドレン・ヘルシーライブス監事（現任）

篠原 祥哲（しのはら よしのり）

- 1963年 2月 公認会計士開業登録
- 1969年 7月 監査法人大和会計事務所（合併により朝日監査法人）代表社員
- 1999年 5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）副理事長
- 2001年 6月 同 代表社員相談役
- 2002年 8月 株式会社篠原経営経済研究所 代表取締役（現任）
- 2011年 6月 株式会社T S Iホールディングス 社外取締役
- 2012年 4月 積水ハウス株式会社 社外監査役
- 2015年 6月 岩谷産業株式会社 社外監査役（現任）

鶴田 六郎（つるた ろくろう）

- 1970年 4月 東京地方検察庁検事
- 2002年 8月 最高検察庁公安部長
- 2004年 6月 東京地方検察庁検事正
- 2005年 4月 名古屋高等検察庁検事長
- 2006年 7月 弁護士登録
- 2006年10月 千葉大学法科大学院教授
- 2007年 9月 J.フロントリテイリング株式会社 社外監査役
- 2009年 4月 駿河台大学法科大学院教授
- 2012年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役
- 2013年 4月 公益財団法人矯正協会監事（現任）
- 2013年 4月 一般財団法人日本刑事政策研究会常任理事（現任）
- 2017年 5月 J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役
- 2017年 6月 株式会社三井住友銀行 社外監査役

以 上

別紙3

当社の大株主の株式保有状況

2020年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
公益財団法人岩谷直治記念財団	4,132 ^{千株}	8.22 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,414	6.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,008	4.00
株式会社三菱UFJ銀行	1,336	2.66
有限会社テツ・イワタニ	1,300	2.59
株式会社りそな銀行	1,177	2.34
岩谷産業泉友会	944	1.88
日本生命保険相互会社	898	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	889	1.77
イワタニ炎友会	805	1.60
計	16,908	33.63

(注) 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。小数第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. その他、1. から5. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

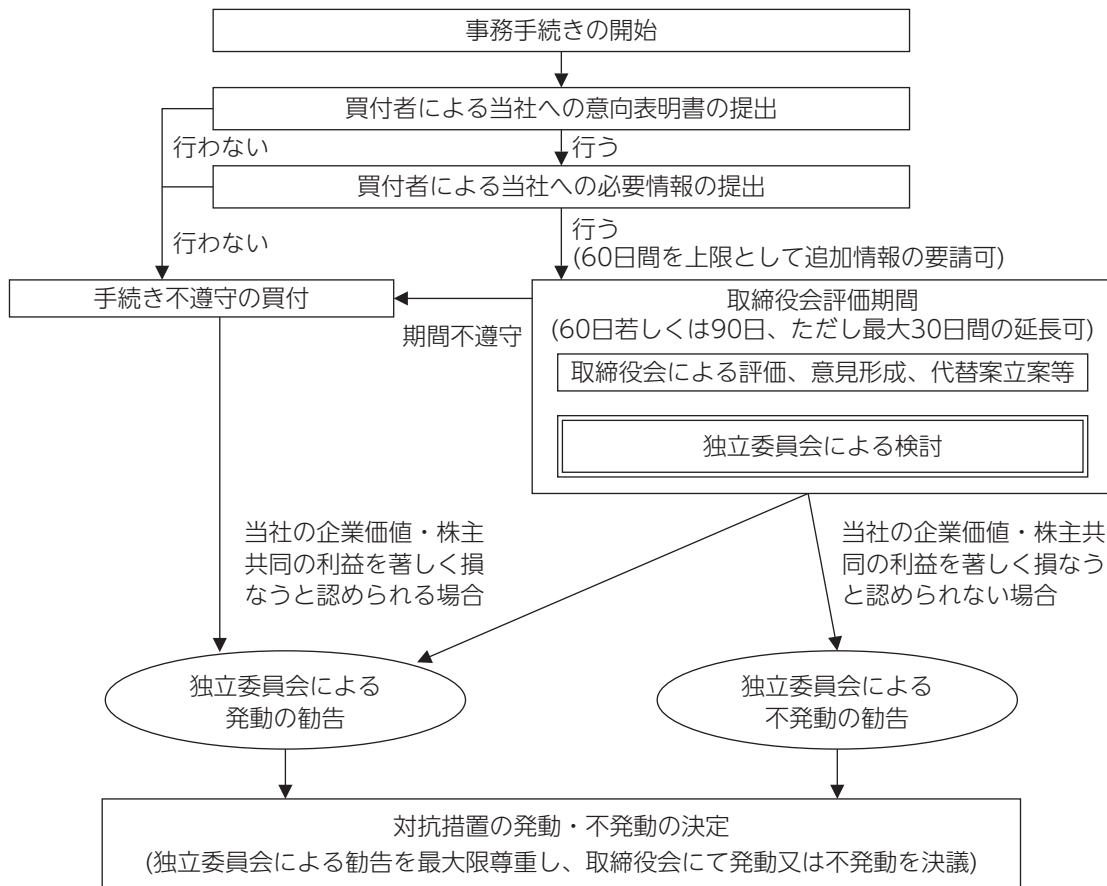
11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(ご参考)

買収防衛策の手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

第4号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役谷本光博氏は、2020年3月31日をもって代表取締役を退任し、本総会終結の時をもって取締役を退任いたします。

谷本光博氏は、2017年4月に代表取締役に就任し、中期経営計画「PLAN20」で「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」をテーマとして取り組み、新規事業である電力・都市ガス事業に関してもリーダーシップを発揮し、2017年度から2019年度まで3年連続で過去最高益を更新するなど、企業基盤の拡充に多大な貢献をしました。

つきましては在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で特別功労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
たにもと みつひろ 谷本 光博	1974年3月 当社入社
	2010年6月 取締役に就任
	2011年4月 常務取締役に就任
	2012年4月 専務取締役に就任
	2017年4月 代表取締役に就任
	2020年4月 取締役相談役に就任（現在に至る）

以上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内



ヒルトン大阪

開催会場

ヒルトン大阪5階「桜の間」

大阪市北区梅田1丁目8番8号

電話：(06)6347-7111(代表)



交通のご案内

JR	大阪駅	より徒歩 2分	地下鉄	四つ橋線	西梅田駅	より徒歩 1分	
私鉄	阪神電鉄	大阪梅田駅	より徒歩 1分	地下鉄	御堂筋線	梅田駅	より徒歩 5分
	阪急電鉄	大阪梅田駅	より徒歩 7分				

※なお、当社として専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。

UD FONT

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

当日は、感染拡大予防のため、マスクの着用をお願い申し上げます。また、会場ではアルコールによる手指消毒に加え、医療資格者による体温測定などの措置を取らせていただきます。尚、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますので、ご来場前に必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。
(<http://www.iwatani.co.jp/>)